

1 基本方針

こすもすりハビリデイサービス井草（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）を遵守し、高齢者の尊厳を保持し、人格の尊重が達成されるよう、本指針を定める。

(1) 目的

① 虐待の未然防止

高齢者の尊厳保持や高齢者虐待防止について従業員に研修を通して理解を促す。

② 虐待等の早期発見

虐待やセルフネグレクトの事案を早期に発見し対応する体制を整える。

③ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待事案の発生時に速やかに関係各所に連絡し、問題を早期解決する。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(4) 経済的虐待

高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止のための具体的措置

(1) 苦情処理の徹底

① 事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情については、これを真摯に受け止め、問題を速やかに解決できるよう、苦情解決体制を整備する。

② 苦情・相談の内容は詳細な記録を残す。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

① 事業所は、虐待発生防止に努めるための「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者として管理者を運営責任者とする。

② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議と一体的に行う場合がある。

③ 委員会は年1回以上担当者が招集する。

④ 委員会は担当者の決めた次のような内容について協議し、その結果は従業員に周知徹底を図る。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること。

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に

関すること。

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること。

- ⑤ 必要に応じて他の事業者とも連携して問題の解決に当たる。また幅広い参加を促すため、遠隔会議システムなども利用する。
- ⑥ 虐待に関する相談や報告を行うため、相談窓口を開設する。そこで得た情報は慎重に扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に保管する。報告者に対しては適切なフォローを心がけ、報告による不利益が生じないように配慮する。
- ⑦ 虐待に関する苦情を受け付ける相談窓口を設置する。この窓口は利用者が自由に安心して利用できるように配慮する。受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、適切な対応や措置を講じる。苦情の処理は透明性を保ち、個人情報には十分配慮したうえで職員や利用者へ提供する。苦情の処理過程と結果は記録し、適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには職員の再教育、業務プロセスの見直しなどの適切な処理が含まれる。

(3) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的 内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - オ 発生した場合の改善策
- ③ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 研修の実施内容は、出席者、研修資料、実施概要等を記録し保存する

(4) 不適切なケアの未然防止の取り組み

- ① 提供するサービスの内容点検と虐待に繋がりにくい不適切なケアの発見・改善
- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 高齢者の権利擁護や虐待防止に対する理解を高める研修・教育
- ④ 事故や苦情の詳細な分析 と再発防止に関する取り組み
- ⑤ 本指針等の定期的な見直しと周知

4 職員の責務

職員は、日頃から虐待の早期発見に努める。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに地域包括支援センターや区へ報告しなければならない。

5 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則 本指針は、令和6年4月1日から施行する

株式会社 39

こすもすリハビリデイサービス 井草